

間700円～)

■依頼会員になるための講習会

日 3月5日(金)、23日(火)午前10時～11時40分 対 市内に住むか勤務・通学する方 申 電話でファミリー・サポート・センター(熊本) ☎345-3011) ※託児は要予約(先着順)。

令和3年度「乳幼児ママ・パパ教室」受講団体募集

時 午前9時半～午後5時/1講座1時間半～2時間(平日・土曜日) ※1団体で年間2回利用可 対 就学前の子どもを持つ保護者サークル(グループ)に「子育てについての学習会」の講師を派遣します。子育てに関する講話(食事・心と身体の発達など)・親子ふれあい運動、制作遊びなど 対 10人程度のグループ(子育てサークル・保護者会など) 申 3月5日から電話で総合子育て支援センターへ

詳しくは、市ホームページの「乳幼児ママ・パパ教室」へ。(総合子育て支援センター ☎364-0123)

春休み期間中の小・中学校の転校手続き

■市内間で住所変更をしたとき

1. 在学中の学校から最終登校日に ①在学証明書②教科用図書給与証明書をもらいます。
2. ①②を持って区役所区民課または総合出張所窓口で住民異動届出を行い、③転入学通知書をもらいます。
3. ①～③を新しい学校に提出してください。

■市外から転入したとき

1. 在学していた学校からもらった前記①②を持って住民異動届出を行ってください。
2. 前記③を受け取り、①～③を新しい学校に提出してください。 ※転校前に住民異動届出を済ませている場合は、①②を持って指導課で手続きをしてください。

■市外へ転出するとき

最終登校日に前記の①②をもらい、新住所地の市区町村の窓口で転校の手続きをしてください。(指導課 ☎328-2716)

子ども会育成者オンライン講習会

無料

日 3月22日(月)～31日(水) 対 子ども会に携わる方、子ども会活動に関心のある方 対 子ども会の企画と運営についての講習会を動画で配信します

詳しくは、市ホームページまたは生涯学習課へ。

(生涯学習課 ☎328-2736)



子ども文化会館を休館します

3月22日(月)から、大規模改修工事のため子ども文化会館を休館します。再開時期は令和4年度を予定しており、具体的な時期が決まり次第、お知らせします。

利用する皆さんには、しばらくの間ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、工事期間中の子育てに関する相談や子どもの遊び・学びの場は、最寄りの児童館や子育て支援センターを利用ください。

(子ども支援課 ☎328-2158)

教育委員会会議の傍聴者募集

日 3月25日(木)午後2時～ 場 教育センター4階 対 10人 申 当日午後1時半～1時45分に教育センター4階へ ※審議内容は市ホームページに掲載。 ※YouTubeでライブ配信を行います。(教育政策課 ☎328-2704)

ふくし・けんこう



生活援助型訪問サービス従事者養成研修 受講生募集

日 3月13日(土)、20日(祝)、27日(土) 午前9時～午後5時40分 ※最終日は午後6時まで 場 職業訓練センター 対 生活援助についての講義・実技。20時間の研修を修了すると、介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助型訪問サービス従事者の資格が得られます。身体介護を伴わない生活支援(掃除・洗濯・調理など)をする仕事で、短時間からでも働くことができます 対 生活援助型訪問サービスの事業所で働きたい方 対 25人(先着順) 費 1,430円(テキスト代) 申 3月12日までに電話、ファクス(325-9503)または直接職業訓練センター(☎325-6947)へ (介護保険課 ☎328-2347)

3月1日～8日は女性の健康週間

対 この機会に、がん検診や健康相談を受け、自分や家族の健康について考えてみませんか

■乳がん・子宮頸がん検診

対象の方は、少ない費用負担でがん検診を受けられます。詳しくは、市ホームページまたは健康づくり推進課(☎361-2145)へ。

■健康相談

区役所保健子ども課では、女性の健康や生活習慣病に関する健康相談を通年で受け付けています 申 事前に電話で区役所保健子ども課へ (健康づくり推進課 ☎361-2145)

屋外での喫煙は周囲への配慮を

令和2年4月1日に施行された改正健康増進法では、受動喫煙防止対策が強化されています。

受動喫煙によって脳卒中、虚血性心疾患、肺がんなどの病気のリスクが高まります。

屋外で喫煙するときは、周囲の人が受動喫煙を受けないよう配慮しましょう。

■禁煙手帳で禁煙しませんか

本市では禁煙手帳を配布し、禁煙したい人を応援しています。この手帳で禁煙にチャレンジしませんか。禁煙手帳は市ホームページからダウンロード可。(健康づくり推進課 ☎361-2145)

忘れていませんか? 高齢者の肺炎球菌予防接種—今年度の対象者は3月末まで

対 助成制度(自己負担4,600円)は一人1回だけです。この機会を逃すと、接種は全額自己負担(9,000円程度)となります。 対 過去に未接種で令和2年度に以下の年齢になる方

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日生～大正10年4月1日生

※過去に接種されている方は対象外です。

※今年度の対象者の方には、令和2年4月に通知はがき(予防接種助成券)を送付しています。手元がない方は予防接種番号をお知らせしますので、感染症対策課へ問い合わせください。

※非課税世帯の方(住民票上の世帯全員が住民税非課税の場合)、生活保護世帯の方などは無料で接種可

対 感染症対策課予防接種相談電話(☎372-0700)

手話奉仕員・要約筆記者養成講座

■手話奉仕員

日 入門課程:4月6日(火)～8月3日(火)、基礎課程:8月31日(火)～来年3月29日(火) 朝の部:毎週火曜日午前10時～正午、夜の部:毎週

火曜日午後6時半～8時半 場 熊本聴覚障害者総合福祉センター(中央区水前寺6丁目9-4) 対 将来手話通訳を担う意欲のある方 対 各25人(先着順) 費 テキスト代7,600円(予定) 申 3月5日～10日(消印有効)までに往復はがきに希望時間帯、住所、氏名、生年月日、性別、電話またはファクス番号を書いて〒862-0950中央区水前寺6丁目9-4熊本県ろう者福祉協会(☎383-5587)へ

※昨年度申込された方も、改めて申込が必要

■要約筆記者養成講座

日 5月13日(木)～10月28日(木) 主に毎週木曜日 時 午後1時～5時 場 県身体障がい者福祉センター(東区長嶺南2丁目3-2) 対 聴覚障がい者への支援に関心のある方 対 手書き・パソコン各10人(先着順) 費 テキスト代3,670円 申 3月5日午前8時半から電話で熊本県聴覚障害者情報提供センター(☎383-5595)へ (障がい保健福祉課 ☎328-2519)

令和2年度の風しん予防接種費用助成申請期間は3月31日まで

対 助成額 対象者が負担した額(上限4,000円) 対 風しん抗体検査の結果、風しん抗体価がHI法で16倍以下(EIA法で8.0未満)で次の①～③のいずれかを満たす方

- ①妊娠を希望している女性
- ②妊娠を希望している女性の同居者(パートナーなど)
- ③妊婦の同居者(パートナーなど)

【対象予防接種】令和2年度に接種した風しんワクチン、または麻しん風しん(MR)混合ワクチン

申 3月31日まで(必着)に必要な書類を持参または郵送で〒862-0971中央区大江5丁目1-1感染症対策課へ 必要書類など詳しくは、市ホームページまたは予防接種相談電話(☎372-0700)へ。

風しん抗体検査・予防接種クーポン券の有効期限を延長します



対 令和2年度の風しん抗体検査・予防接種クーポン券の有効期限を延長します。まだ使用していない方は、お手持ちのクーポン券を使って、医療機関や健診機関等(市内では約390か所)で無料抗体検査を受けることができ、抗体がない場合は無料で予防接種を受けることができます 対 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

延長期限など詳しくは、市ホームページ「風しんの追加的対策」または感染症対策課へ。

(感染症対策課 ☎364-3189)

不妊治療費の助成を拡充します

特定不妊治療と一般不妊治療の助成について下表のとおり拡充します。

	特定不妊治療		一般不妊治療	
	〈現行〉	〈拡充後〉	〈現行〉	〈拡充後〉
対象となる治療	令和2年12月31日までに終了した治療	令和3年1月1日以降に終了した治療	令和2年12月31日までに終了した治療	令和3年1月1日以降に終了した治療
所得制限	夫婦の合計した所得が730万円未満	撤廃(所得制限なし)	夫婦の合計した所得が730万円未満	撤廃(所得制限なし)
対象者	法律上の婚姻関係にある夫婦	法律上の婚姻関係にある夫婦および事実上婚姻関係同様に(事実婚)夫婦	法律上の婚姻関係にある夫婦	法律上の婚姻関係にある夫婦および事実上婚姻関係同様に(事実婚)夫婦
助成額	1回15万円または7万5千円まで(初回のみ30万円まで) ※治療ステージにより異なります	1回30万円または10万円まで ※治療ステージにより異なります	特定不妊治療について 	
助成回数	通算6回まで(40歳以上43歳未満は3回まで)	1子ごとに6回まで(40歳以上43歳未満は3回まで)	一般不妊治療について 	

■令和2年度特定不妊治療費助成の申請期限が迫っています!

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に治療が終了した方の申請期限は、令和3年3月31日までです。

申請方法 必要書類を郵送または直接区役所保健子ども課へ ※区役所の住所は17ページ～「区からのお知らせ」をご覧ください

(子ども政策課 ☎328-2156)